平成２７年（フ）第５９号
広島県尾道市因島田熊町1087番地１
破産者　有限会社因島中央青果村上八重松商店
１　決定年月日　平成29年２月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第１号
香川県高松市中山町811番地４
破産者　株式会社北原商会
１　決定年月日　平成29年２月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２４０号
鹿児島県鹿児島市桜島赤生原町177番地の２
破産者　有限会社太平水産
１　決定年月日　平成29年２月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１９号
広島県三次市三原町538番地
破産者　亡新矢良昭相続財産
１　決定年月日　平成29年２月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所三次支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第２５９号
和歌山県有田郡有田川町大字奥602―５
破産者　株式会社カメックス
１　破産債権の届出期間　平成29年３月24日まで
２　一般調査期日　平成29年５月25日午後１時35分
平成29年２月24日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１９号
和歌山県日高郡由良町大字中419番地の２
破産者　株式会社原建設
１　破産債権の届出期間　平成29年３月27日まで
２　一般調査期日　平成29年４月24日午前10時
平成29年２月27日
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２８年（フ）第７２３号
広島市西区己斐西町29番９―408号
破産者　西山　和秀
１　破産債権の届出期間　平成29年３月27日まで
２　一般調査期日　平成29年４月26日午前11時
平成29年２月24日
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８７号
三重県いなべ市大安町丹生川上787番地
破産者　木村　正史
１　破産債権の届出期間　平成29年４月26日まで
２　一般調査期日　平成29年５月26日午前10時
平成29年２月27日
津地方裁判所四日市支部破産係

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第１７号
名古屋市中川区上高畑１丁目162番地
清算株式会社　日比商事株式会社
１　決定年月日　平成29年２月24日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（ヒ）第３０２２号
大阪府豊中市上津島１丁目４番21号
清算株式会社　株式会社ＮＳＣ―Ｒｅｖｅ
１　決定年月日　平成29年２月24日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第３２号
名古屋市名東区香流２丁目610番地
清算株式会社　株式会社ケービーワールド
代表清算人　種村　　彰
１　決定年月日　平成29年２月24日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち平成28年10月１日以降の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数処理
⑴　本協定に基づく弁済は、予め各協定債権者から指定された金融機関口座に振り込む方法により実施する。なお、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　弁済及び免除
１　一般債権とは、協定債権をいう。
２　弁済及び免除
⑴　清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、清算株式会社の現預金のうち金300万円を原資として、各一般債権に均等按分して具体的弁済額を算定し、これを弁済として支払う。
⑵　一般債権者は、⑴の弁済を受けたとき、その余の一般債権を放棄する。
３　余剰金の扱い
上記２項の弁済後の余剰金及び本手続き結了後に生じた公租公課の還付金は清算人代理人がこれを預かり、その責任において清算会社のために納付すべき各種公租公課（本手続き結了後に課税されるものを含む。）を支払う。なお余剰がある場合には、事務費に充てる。
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第２８３号
名古屋市緑区白土110番地の１
再生債務者　佐土原幸市
１　決定年月日時　平成29年２月24日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年３月17日まで
４　一般異議申述期間　平成29年３月24日から平成29年３月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第２２号
名古屋市北区平手町１丁目34番地の２（従前の住所）名古屋市西区名駅２丁目15番30号　サンパーク名駅スクエア202号
再生債務者　原　　聖寿
１　決定年月日時　平成29年２月24日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年３月17日まで
４　一般異議申述期間　平成29年３月24日から平成29年３月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第２５号
愛知県あま市上萱津北ノ川３番地２　スペリア甚目寺Ⅱ417号
再生債務者　宮崎　正年
１　決定年月日時　平成29年２月24日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年３月17日まで
４　一般異議申述期間　平成29年３月24日から平成29年３月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第３２号
札幌市白石区菊水１条１丁目３番22―２号　ブリリアント・モア202号
再生債務者　岡本　拓明
１　決定年月日時　平成29年２月27日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年３月21日まで
４　一般異議申述期間　平成29年４月４日から平成29年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第３号
北海道亀田郡七飯町大川６丁目３番28号　グランディスリーオ203号室
再生債務者　小田　達雄
１　決定年月日時　平成29年２月27日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年３月21日まで
４　一般異議申述期間　平成29年４月３日から平成29年４月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（再イ）第４４号
北海道上川郡清水町南１条12丁目５番地３
再生債務者　窪田　由紀
１　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年３月21日まで
４　一般異議申述期間　平成29年３月31日から平成29年４月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部再生係